

論文の内容の要旨

論文題目 第二次世界大戦後ヨーロッパ鉄鋼業における市場秩序の形成 —ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の成立と西ドイツ鉄鋼業

氏名 田中 延幸

シューマン・プランは、石炭・鉄鋼の生産を一つの共同の超国家的な最高機関のもとに置くことを提唱し、とりわけ鉄鋼の領域において最高機関のもとで生産の共同化および価格の平準化を実現することも主な目的としていた。そのため、西ドイツ鉄鋼業界は、シューマン・プランには、共同体レベルで生産、販売、価格を調整する要素が組み込まれており、また、参加諸国の当該産業界の協調ならびに組織化も含意されていると認識し、シューマン・プランに、カルテル的共同調整の実現の可能性を見出した。

しかし、鉄鋼需要が拡大するなか、西ドイツ鉄鋼業界は、鉄鋼需要の拡大に応じて鉄鋼生産を拡大させることを優先しており、戦間期の国際鉄鋼カルテルによる恒常的な生産調整がドイツにとって、需要の拡大に応じた生産の拡大を阻む桎梏となったという経験を踏まえ、共同体レベルでの危機的状況における必要に応じたカルテル的共同調整を志向した。裏を返せば、西ドイツ鉄鋼業界は、カルテル的共同調整が共同体レベルでの危機的状況に限定されることを追求した。

また、生産の共同化および価格の平準化というシューマン・プランの主な目的は、モネ・プランによる近代化政策を擁護するというフランスの意図とも密接に結びついていた。端的には、シューマン・プランは、フランス鉄鋼業の強化を軸の一つとするモネ・プラン自体の遂行、ひいては、フランス経済の近代化の遂行に資するよう、西ドイツ鉄鋼業の生産力を抑え、また、相対的に低い西ドイツの鉄鋼価格を支えの一つとする西ドイツ鉄鋼加工業の競争力を削ぐヨーロッパ的枠組みを生み出すことも目指していた。

そのため、西ドイツ鉄鋼業界は、モネ・プランの救済のために西ドイツ鉄鋼業の生産力が抑制されることを阻止しようとした。また、西ドイツ鉄鋼業界は、鉄鋼価格を可能な限り低く抑えることによって西ドイツ鉄鋼加工業の競争力を支えることも西ドイツ鉄鋼業の発展

につながると認識し、西ドイツ国内の鉄鋼価格の上昇、ひいては、西ドイツ鉄鋼加工業の競争力の低下につながる価格の平準化を拒否した。それだけになおさらのこと、西ドイツ鉄鋼業界は、カルテル的共同調整が共同体レベルでの危機的状況に限定され、生産、投資、価格に関する自由が大幅に保障されることを求めた。このことからも、西ドイツ政府ないし代表団は、最高機関の超国家的介入を必要最小限にとどめることを、シューマン・プラン交渉に関する基本方針の一つとした。

この西ドイツの基本方針も、生産・投資・価格問題に関する合意に反映され、フランスの近代化を救済する要素は後退した。具体的には、第一に、最高機関は、供給不足時に供給割当を実施し、また、過剰生産時に生産割当を実施することになった。第二に、最高機関は、自己資金による投資を抑制する権限をもたないことになった。第三に、最高機関は、供給不足時に最高価格を決定し、また、過剰生産時に最低価格を決定することになった。

さらに、シューマン・プランは「平等参加」を謳っていた。そのため、西ドイツ鉄鋼業界は共同体諸国間の「同等の権利」を強調し、西ドイツ鉄鋼業に対する連合国占領体制からの脱却も強く求めた。その後、西ドイツ鉄鋼業界にとって、明瞭な占領状態からの脱却が確約された。西ドイツ鉄鋼業界は、とりわけ鉄鋼生産および鉄鋼生産力の制限の撤廃を歓迎した。ただし、西ドイツ鉄鋼業界にとって「同等の権利」は、脱占領を確約するものにとどまらなかった。最高機関が、他人資金による投資を審査し、好ましくないものを抑制する権限をもつことになったことから、西ドイツ鉄鋼業界にとって「同等の権利」は、フランスにおける他人資金による投資の実施を前提に、最高機関による投資調整における差別待遇の排除を通じて、西ドイツにおける他人資金による投資の実施を保証するものでもあった。

他方、西ドイツ鉄鋼業界は、危機的状況においてこそ、鉄鋼業の合理化および保護を目的に生産、販売、価格を調整する業界の自治組織としてのカルテルを必要としていた。したがって、西ドイツ鉄鋼業界は基本的に、いわば「危機管理型合理化カルテル」を志向し、必要とあればカルテルが例外的に容認されることを主張する立場をとっていた。とはいえ、西ドイツ鉄鋼業界は、必要に応じて例外的にカルテルを設置することを基本線としながら、シューマン・プランにおいて最高機関と個別企業を仲介することになっていた地域グループの実質的なカルテル化を通じてカルテルを常置することも追求した。このことから、西ドイツ政府ないし代表団は可能な限りカルテルを擁護しようとし、地域グループの実質的なカルテル化も追求した。

ところが、フランスがシューマン・プラン交渉において、生産・投資・価格問題に関する

合意が大筋で形成された段階で突如、反カルテル・反企業集中の方向を打ち出した。そのため、地域グループが事実上、姿を消し、占領政策の一環としての西ドイツ石炭・鉄鋼業の再編成について規定する連合国法令 27 号とも密接に関連した反カルテル条項および反企業集中条項が共同体条約に盛り込まれることになった。

フランスは、カルテルを厳格に禁止することを提案した。しかし、ベルギー、ルクセンブルク、西ドイツがフランスに抵抗した。その結果、フランスによって改めて提案された反カルテル条項は、カルテルが禁止されることを規定しながらも、特定の条件が満たされたと最高機関が判断すれば、カルテルが容認されうることを新たに規定した。すなわち、反カルテル条項は、カルテルを厳格に禁止するものから、原則禁止、例外容認という形の穩健な規制のもと、カルテルへの道を開くものに明確に転換した。

この転換は西ドイツにとって重要であり、西ドイツは原則的に、カルテルの例外的な容認も明文化された反カルテル条項に同意した。すなわち、カルテルの厳禁に反対し、カルテルの原則禁止・例外容認を支持する西ドイツの立場も反映された結果、反カルテル条項は、カルテルに対する西ドイツ鉄鋼業界の基本的立場と整合し、西ドイツ鉄鋼業界にとって、必要に応じて例外的にカルテルを設置することを可能にするものとなった。

さらに、企業集中は反企業集中条項に基づいて原則的に最高機関の事前の認可を受けることになったが、西ドイツ鉄鋼業界は、企業集中の認可に関する最高機関の自由裁量によって、連合国法令 27 号に基づいて鉄鋼大企業が解体された後の西ドイツ鉄鋼業における企業集中が阻止されうるということを懸念した。このことからも、西ドイツ政府は、西ドイツにおける将来の企業集中にのみ反企業集中条項が実質的に適用されることによって、西ドイツに対する差別待遇がもたらされる可能性を排除するために、その他の共同体諸国における既存の大企業にも反企業集中条項が適用されることを明確にする必要があると認識し、西ドイツ代表団は反企業集中条項に同意しなかった。

その結果、フランスは、競争力改善の観点からも共同体における既存の企業規模を基準に企業集中が容認されるということを規定するものに反企業集中条項を修正することを提案した。そのような方向での修正は、すべての共同体諸国における既存の大企業に対する反企業集中条項の適用の明確化、あるいは、最高機関の自由裁量の余地の縮小に通じ、西ドイツに対する差別待遇がもたらされる可能性、端的には、西ドイツ鉄鋼業における将来の企業集中が阻止される可能性を排除する効果をもちうるものであった。すなわち、西ドイツに対する差別待遇につながる恣意的な反企業集中条項の運用の可能性を排除するという西ドイツ

の立場が反映された方向での修正の結果、反企業集中条項は西ドイツ鉄鋼業界にとって、フランス鉄鋼業における集中化を前提に、西ドイツ鉄鋼業における企業集中を推進することを可能にするものとなった。

また、反カルテル条項においては、カルテルの認可の基準が明示されていなかったことから、ここでも西ドイツ鉄鋼業界にとって「同等の権利」が重要な意味合いをもった。すなわち、西ドイツ鉄鋼業界にとって「同等の権利」は、反カルテル条項との関連では、フランス鉄鋼業におけるカルテルの存続を前提に、公正かつ実際的な反カルテル条項の運用を通じて、西ドイツ鉄鋼業におけるカルテルの再現を保証するものであった。

以上のことから導き出されることは、西ドイツ鉄鋼業界の視点から見た場合、ECSC は、共同体諸国間の「同等の権利」のもと、第一に、共同体域内の企業に自由を大幅に保障して西ドイツ鉄鋼業の発展を可能にし、第二に、企業集中によって西ドイツ鉄鋼業の競争力を維持することを可能にし、第三に、危機的状況において必要とあれば例外的にカルテルによって西ドイツ鉄鋼業を合理化し、かつ、保護することを可能にし、第四に、共同体レベルでの危機的状況において必要とあればカルテル的共同調整を発動する制度として成立したということである。したがって、西ドイツ鉄鋼業界の市場観も作用して ECSC が成立した結果、第二次世界大戦後のヨーロッパ鉄鋼業において、経営の自由の大幅な保障、企業集中の促進、必要に応じたカルテルの例外的な容認、共同体全域に及ぶ危機的状況における必要に応じたカルテル的共通介入政策の発動を本質的構成要素とする共同の市場秩序が形成された。